

五 学生支援の充実等

(一) 学生支援体制の整備

進学率の上昇による高等教育の規模の拡大とそれに伴う学生の能力・適性や興味・関心の多様化、国際化の進展に伴う留学生交流の活発化等、我が国の高等教育をめぐる状況は、近年大きく変化している。このような状況の中、外国人留学生を含む多様な学生に対する支援施策のより一層の充実を図ることにより、次代を担う人材を育成していくことが強く求められている。

このため、平成一六年四月に、①文部科学省においては、日本人学生の奨学や厚生補導を担当していた学生課と、留学生の受入れや派遣等を担当していた留学生課を再編・統合し、学生支援課を設置するとともに、②国、特殊法人日本育英会及び留学生関係公益法人（日本国際教育協会、内外学生センター、国際学友会、関西国際学友会）において

それぞれ実施していた日本人学生や外国人留学生等に対する各種支援業務を総合的に実施する独立行政法人として、日本学生支援機構を設立し、学生支援体制の整備を図り、さらなる学生支援の充実を図っているところである。

(二) 奨学金事業の充実

国の奨学金事業は、経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し、学資の貸与を行うことにより、教育の機会均等と人材育成に資する重要な教育施策である。

日本学生支援機構の奨学金事業は、学資の貸与その他学生等の修学の援助を行い、次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資することを目的として実施している。

平成一九年度においては、学ぶ意欲と能力のある学生が

経済的な面で心配することなく、安心して学べるようにするため、無利子奨学金及び有利子奨学金ともに貸与人員の増員を図ることとしている。

これらにより、奨学金事業全体で、五〇四億円増の八五〇三億円の事業費で、五万二〇〇〇人増の一四万三〇〇〇人の奨学生に奨学金を貸与することとしている（高等学校等奨学金事業交付金（二八八億円、一二万四〇〇〇人相当）を含む）。

また、家計支持者の失業や災害等の被害等によって家計が急変し、緊急に奨学金を必要とする学生等に対応するため、無利子で貸与を行う「緊急採用奨学金（無利子）」を年間を通じて随時受け付け、これまで希望者全員を採用してきた。

日本学生支援機構奨学金貸与月額（平成19年度予算）

○無利子貸与（第一種奨学金）

区 分		自 宅	自 宅 外
大 学	国 公 立	45,000 円	51,000 円
	私 立	54,000	64,000
	私立短大	53,000	60,000
	通信教育	88,000	
大 学 院	修士課程	88,000	
	博士課程	122,000	
高等専門学校	国 公 立	21,000	22,500
	私 立	32,000	35,000
専 修 学 校 (専門課程)	国 公 立	45,000	51,000
	私 立	53,000	60,000

・入学時等の需要に対応した奨学金（有利子による一時金）により、入学直後の貸与月額に30万円増額可能

○有利子貸与（第二種奨学金）

区 分	貸 与 月 額
大学・短期大学・高等専門学校 (4・5年生)・専修学校専門課程	30,000円 50,000 80,000 100,000 } 学生が選択
大学院修士課程・博士課程	50,000円 80,000 100,000 130,000 } 学生が選択

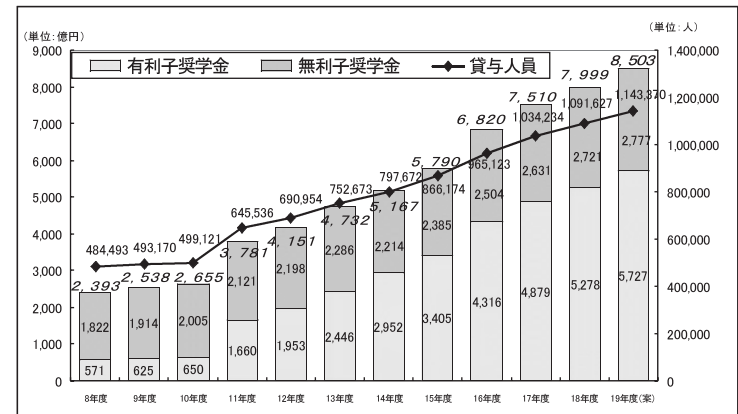
- ・法科大学院は4万円、7万円増額可能（17万円、20万円の貸与月額設定）
- ・私立大学の医・歯学課程は4万円（14万円の貸与月額）、薬・獣医学課程は2万円（12万円の貸与月額）増額可能
- ・入学時等の需要に対応した奨学金（有利子による一時金）により、入学直後及び短期留学時の貸与月額に30万円増額可能

奨学事業の概要

平成19年度予算 貸与人員：114.3万人（5.2万人増）
事業費総額：8,503億円（504億円増）

区 分	無 利 子 貸 与 事 業	有 利 子 貸 与 事 業
貸 与 人 員	46.7万人(0.7万人増)	67.6万人(4.5万人増)
事 業 費	2,777億円(56億円増)	5,727億円(448億円増)
うち政府貸付金等・ 財政融資資金	(政府貸付金等) 1,035億円(32億円増)	(財政融資資金) 3,832億円(359億円増)
対 象 学 種	大学・短大、高専、大学院、 専修学校専門課程 <small>※高等学校・専修学校高等課程は平成17年度入学者から順次都道府県へ移行</small>	大学・短大、高専(4・5年生)、 大学院、専修学校専門課程
貸 与 月 額	定 額 (私立大・自宅外通学の場合)6.4万円	学生が選択 (大学の場合)3・5・8・10万円
貸 与 基 準	学力 ①高校成績が3.5以上 ②大学成績が学部内において 1/3以内	①平均以上の成績の学生 ②特定分野において特に優秀な 能力を有すると認められる学生 ③勉学意欲のある学生
	家計 997万円以下 【私立大・4人世帯・自宅・給与所得者の場合】	1,343万円以下 【私立大・4人世帯・自宅・給与所得者の場合】
返 還 方 法	卒業後20年以内	卒業後20年以内(元利均等返還)
貸 与 利 率	無 利 子	1.3%(上限3%) <small>(在学中は無利子) (3月1日現在)</small> ※返還者の利便性に資するため、返還利率 (固定・変動)選択制を導入

※無利子貸与事業には高等学校等奨学金事業交付金分(288億円、12.4万人相当)を含む。



○大学等卒業予定者の就職・採用活動
 平成一九年度（平成二〇年三月）に卒業予定の学生の就職・採用活動については、平成一八年度の就職・採用活動を踏まえ、大学側（国公立大学等で構成される就職問題懇談会）と企業側（日本経済団体連合会）による「就職採用情報交換連絡会議」において協議が行われた結果、平成一八年度と同様に、大学側が「大学、短期大学及び高等専門学校卒業予定者に係る就職について」の申合せを行い、

○就職内定率の動向
 文部科学省と厚生労働省が共同で実施している就職内定状況調査によると、今春卒業する学生の二月一日時点での就職内定率は、前年同期に比べ、大学は一・九ポイント増の八七・七％、短期大学は一・六ポイント増の七〇・六％となるなど、大学・短期大学等全体では二・六ポイント増の八六・七％と前年度を上回り、学生の就職を取り巻く環境は改善傾向が見られるものの、いわゆる「厳選採用」の定着や非正規社員の割合の増加等により、依然として厳しい状況が続いている（図1）。

(三) 就職支援の充実

図1 平成18年度大学等卒業予定者の就職内定状況調査

(平成19年2月1日現在)

区分	就職希望率	就職内定率
大学	71.8% (0.4)	87.7% (1.9)
うち	国公立	90.3% (6.0)
	私立	86.9% (0.7)
短期大学	77.3% (▲1.5)	70.6% (1.6)
高等専門学校	63.8% (11.3)	98.4% (4.7)
計	71.8% (0.1)	86.7% (2.6)

(注) 1. 就職希望率とは、抽出学生数に対する就職希望者の割合。

就職内定率とは、就職希望者に対する就職者の割合。

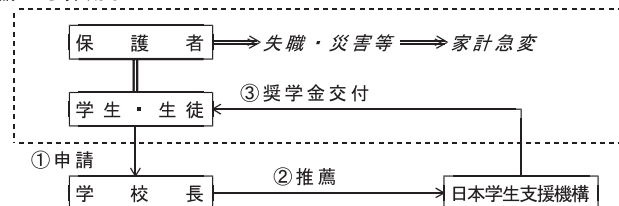
2. () は前年度調査からの増減値 (▲は減少)。

(資料) 文部科学省、厚生労働省調べ。

緊急採用奨学金制度の概要

(平成19年度予算)

- 趣 旨 保護者の失職、倒産や災害等により家計が急変し、緊急に奨学金貸与の必要が生じた学生・生徒に対応する。(平成11年度創設)
- 対象学種 大学・短大、大学院（修士課程・博士課程）、高等専門学校、専修学校専門課程の学生・生徒
- 学力基準 勉学意欲がある者
- 家計基準 家計急変（失職、災害等）後の年間所得見込額
- 採用時期 随時（これまで貸与基準を満たす希望者全員を採用している。）
- 貸与予定人員 3,947人
- 予算規模 23億円
- 申請から採用まで



・貸与月額（無利子奨学金と同額）

区分	自 宅	自 宅 外	
大 学	国 公 立	45,000	51,000
	私 立	54,000	64,000
	私立短大	53,000	60,000
大 学 院	修士課程	88,000	
	博士課程	122,000	
高等専門学校	国 公 立	21,000	22,500
	私 立	32,000	35,000
専 修 学 校 (専門課程)	国 公 立	45,000	51,000
	私 立	53,000	60,000

企業側が「新規卒者の採用選考に関する企業の倫理憲章」を定め、双方がそれぞれを尊重し、相互に十分周知して行動するという形で実施されることとなった。

また、大学側から別途企業側に対し、「倫理憲章」の趣旨にのっとった採用活動を求める「大学、短期大学及び高等専門学校卒業予定者に係る就職に関する要請」を行い、また、企業側においては、秩序ある就職・採用活動の実現に向け、前年に引き続き、八五九社の会員企業の賛同のもと、「『企業の倫理憲章』趣旨実現をめざす共同宣言」を公表した。

○学生の就職に対する支援施策

学生の就職機会の確保等を目的として、文部科学省では、大学等の就職指導担当者や企業の採用担当者が一堂に会して情報交換・協議を行う「全国就職指導ガイダンス」を日本学生支援機構などの関係機関と実施し、新規卒者の就職機会の拡充について参加企業に対し直接要請している。

また、各大学に対しては、あらゆる機会を通じ、学生一人一人に応じた、きめ細かな就職指導や就職指導体制の充実を図るよう求めるとともに、学生がしっかりとした職業観を持ち、自己の能力、適性に応じて適切に職業を選択で

きるよう、インターンシップやキャリア教育の充実等をお願いしている。

(四) 留学生交流の推進

人材の育成を通じた知的国際貢献、諸外国との相互理解と友好関係の強化、我が国の大学等の国際化や、国際競争力の強化に寄与する留学生交流の拡大は、極めて重要である。

これまで文部科学省では、昭和五八年に策定された「留学生受入れ一〇万人計画」に基づき、渡日前から帰国後まで体系的な留学生受入れのための施策を総合的に推進してきたところである。

この結果、我が国の大学等で学ぶ外国人留学生の数は、平成一五年には約一一万人となり、目標の「一〇万人」を超え、平成一八年五月一日現在で一一万七九二七人となっている。これらの留学生は、その九割がアジア地域より渡日した留学生であり、中でも中国、韓国、台湾の三カ国（地域）で全体の約八〇%を占めている。

また我が国の日本語教育機関で学ぶ学生は、平成一八年七月一日現在で三万六〇七人となっている。

一方、近年、我が国において、海外の大学等に留学する学生が増加してきており、各国等の統計によると、平成一五年に海外に留学した日本人は、主要三七カ国において約七万五〇〇〇人で、留学先別に見ると、その約七割が欧米諸国となっている。

○留学生政策の新たな展開

平成一五年にも留学生の受入が一〇万人を超える見込みとなったことや、近年の留学生受入の急増に伴う質への懸念に対応するため、中央教育審議会において新たな留学生政策の在り方について審議が行われ、平成一五年一二月に答申がまとめられた。

◎答申のポイント

(新たな留学生支援策の基本的方向)

- ・これまでの受入れ中心の留学生政策について相互交流をより重視し、日本人の海外留学支援を充実
- ・受入れについては、今後五年間に三万人程度の留学生が増加すると見込まれることを踏まえ、引き続き施策を充実
- ・留学生の質の確保及び各大学等の留学生受入れ体制の質的充実
- ・新たに設立される日本学生支援機構を中核として留学生に対する支援を総合的に実施

文部科学省においては、この答申を踏まえ、平成一九年度においては、①留学生の質の確保及び受入れ支援体制の整備・充実を図るため、国費留学生受入れの充実や学習奨励費など私費留学生等への援助を図るとともに、②日本人学生に対する海外留学支援の充実を図るため、長期海外留学支援プログラムや短期留学推進制度等の事業を推進することとしている。

・外国人留学生に対する支援措置

国費留学生制度は、文部科学省が、諸外国の次代を担う

優れた若者を我が国の高等教育機関に招聘し、我が国と諸外国との国際文化交流を図ることにより、相互の友好親善と、諸外国の人材養成に資することを目的として、昭和一九九年度に開始され、現在、研究留学生（大学院レベル）や学部留学生、アジア諸国などの若年指導者を対象とするヤング・リーダーズ・プログラムなど七種類のプログラムにより実施されている。特に研究留学生については、平成一八年度より、国際的に魅力のある留学生受け入れプログラムを実施する大学から、当該プログラムに受け入れる留学生の一部を国費留学生として優先的に採用する「国費留学生の優先配置を行う特別プログラム」を実施している。また、平成一九年度においては、受入人数を七一人増やすこととされている。

私費留学生に対しては、従来から、文部科学省においては、成績優秀者の国費留学生への採用、授業料減免措置を講じた学校法人の援助などの施策を実施することにより、私費留学生が安定した生活の中で勉学に専念できる環境の整備に努めている。また日本学生支援機構では、私費留学生や大学進学を目指して日本語教育機関で学ぶ就学生に対する学習奨励費（奨学金）の給付、私費留学生に対する医療費（自己負担額）の一部補助等を実施している。平成一

九年度においては、学習奨励費の支給対象の五〇人増員を図ることとしている。

・日本留学試験の実施

従来、我が国の大学への留学生の入学選抜については、受験のために渡日する必要があるなど、欧米諸国の大学への留学に比べて手続きが煩雑で、留学希望者にとって負担が大きいとの指摘があった。このため、文部科学省では、日本学生支援機構と協力して、海外で広く実施され、渡日前に入学許可を得ることを可能とし、留学希望者にとって利用しやすい試験として「日本留学試験」を開発し、平成一四年度から実施している。

本試験の平成一八年度の受験者の合計は、国内二万九〇六二人、海外五〇九二人の計三万四一五四人であった。また本試験の利用大学は三九七大学（国立八一校、公立四七校、私立二六九校）、八五短期大学（公立八校、私立七七校）、三三大学院（国立五校、公立六校、私立三二校）で、さらに、本試験を利用した渡日前入学許可制度を導入している大学は六三大学（国立一五校、公立二校、私立四七校）、一〇短期大学（すべて私立）、三大学院（国立一校、私立二校）となっている。今後、本試験がより多くの大学で利

用され、渡日前入学許可が実施されることが望まれる。

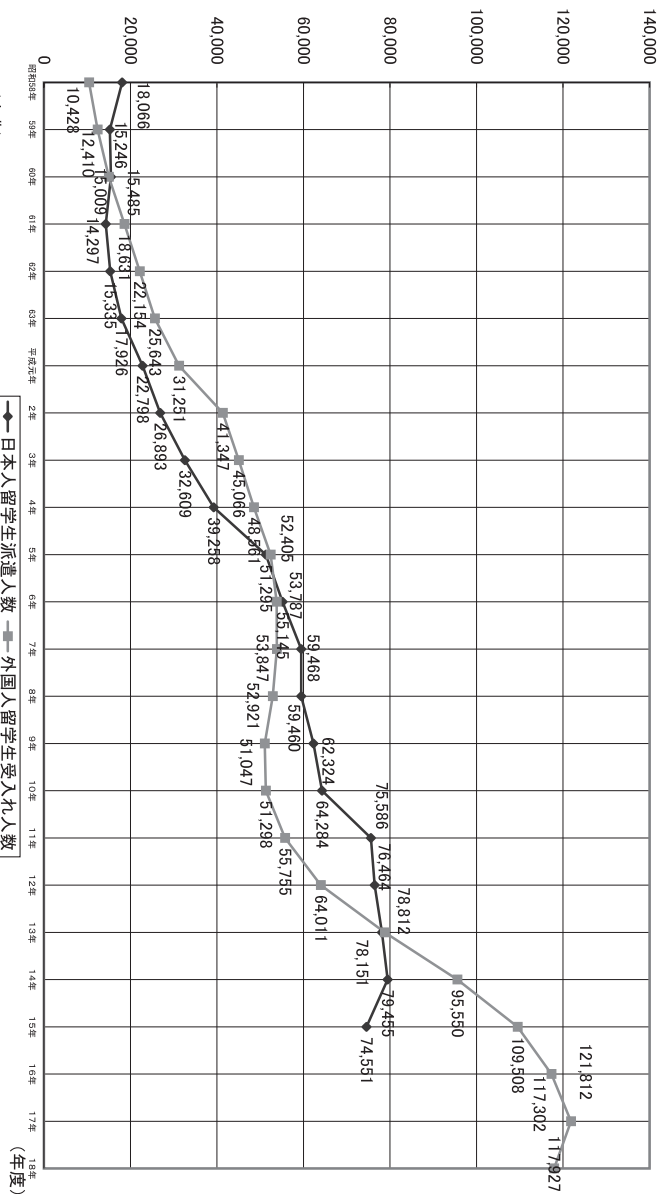
・海外留学支援体制の整備

文部科学省では、国費による日本人学生の海外留学支援制度を設けている。平成一九年度においては、国際化する社会に対応できる優秀な人材の養成のため、日本人学生等が海外の大学院等に留学し、学位取得や専門分野の研究を行うことを支援する「長期海外留学支援プログラム」（平成一九年度派遣人数一八六八人）を実施することとしている。

さらに、日本学生支援機構においては、大学間交流協定などに基づき、一年以内の短期間、諸外国の大学へ派遣される日本人学生や諸外国の大学から我が国の大学へ受け入れられる外国人留学生を支援する奨学金制度として「短期留学推進制度」を設けており、平成一九年度には、一七六〇人の留学生を受け入れ、七二〇人の日本人学生を派遣することとしている。

(人)

日本の留学生数(日本人留学生派遣人数、外国人留学生受入れ人数)の推移



(出典) 派遣人数…ユネスコ文化統計年鑑(昭和58年～平成10年)、OECD Education at a glance、JET/OPEN DOORSJ、中国教育部(平成11～)
 ・留学生受入れ人数…2003年までは文部科学省留学生課調べ、2004年度からは日本学生支援機構調べ

(五) 大学等における社会人受入れの推進

これからの「生涯学習社会」では、様々な分野で活動する人々が、急速な社会・経済の変化や多様化・高度化に対応し、社会人となった後でも、必要な時に最新の知識や技術を学ぶことのできる環境を整備することが重要である。このため文部科学省では、大学等への社会人の受入れを促進できるよう制度の弾力化を進めてきている。

①長期履修学生制度の導入

従来、個人の事情により修業年限を超えて履修を行うことを希望する場合(例：四年制大学で六年間学ぶ場合等)は、留年や休学として取り扱われていたが、平成一四年三月に制度改正を行い、個人の事情に応じて、大学の修業年限を超えて計画的かつ柔軟に教育課程を履修して卒業することができるよう、長期履修学生制度を導入した。これにより、就業しながら大学で学ぶことを希望する人々の学習機会が拡大した(平成一六年度現在、一二二大学において導入)。

②通信制大学院の制度化

大学院における社会人の多様な学習需要に応える環境の整備については、社会人特別選抜制度の導入や夜間大学院の設置、科目等履修生制度の活用等さまざまな取組が進んでいる。

平成一〇年三月には、大学院における教育研究の一層の弾力化のため、通信制の大学院(修士課程)を設置することが可能となった。通信制大学院は、大学院レベルの授業を受けたくとも、自宅や職場から通学できる範囲に受けたい分野の授業を提供する大学院がないことや、職場環境によって通学可能な時間帯が限られることなどの地理的・時間的制約から、通学が困難な社会人等のニーズに適切に対応することを目的とするものである。平成一八年四月一日時点で、通信制の研究科を置く大学院は一九校(放送大学を含む)となっている。

また、平成一四年四月からは、博士課程についても通信制の大学院を設置することができるようになり、平成一八年四月一日時点で、通信制の博士課程を置く大学院は、前述の一九校中、七校となっている。

③ サテライトキャンパス

近年、通常では時間的・地理的制約等により大学のキャンパスに継続的に通うことが困難な社会人等にも高等教育を受ける機会を拡充するため、大学の校舎以外の場所においていわゆる「サテライトキャンパス」を設ける大学も増えつつある。このため、各大学での取組を後押しする観点から平成一五年三月にこのような校舎外の教育施設が備えられるべき要件等を明確化したところである。今後は、社会人のほかにも、例えば単位互換による授業を受ける者で単位互換先の校舎に通うことが困難な者等のためにサテライトキャンパスを活用することも期待される。

(六) 産学連携教育の推進

社会、経済が高度化・複雑化し、グローバル化が一層進捗する中で、今後我が国が活力ある社会を築き、国際社会において競争力を維持・強化していくためには、多様な社会の要請に対応できる人材や、新たな産業を創出する創造性豊かな人材の育成が不可欠である。

大学等の高等教育機関にあっては、卒業生の多くはやがて就職し、社会に出ることになる。したがって、専門職業

人の育成、すなわち職業上必要な知識・技術や意欲等を身につけ、社会の様々な分野で活躍することのできる人材を育てることは、大学をはじめとする高等教育機関に本来期待される重要な機能の一つである。

今後の知識基盤社会において、我が国の経済社会が着実に成長し、また国際競争力を維持・強化していくためには、高等教育機関において、産業界等との連携を図りつつ、その人材育成機能を充実していくことが極めて重要である。特に今日では、大学等と産業界の双方において、自らの専門分野の位置付けを社会活動全体の中で理解し、現実的課題の中から主体的に問題設定を行い、それに取り組む能力を備えた高度専門人材の育成が急務となっている。

このような社会的ニーズを踏まえ、各高等教育機関による主体的な取組を支援し、あるいは優れた取組を全国の共有財産としていくため、文部科学省としてもインターンシップ・キャリア教育等をはじめとし、産学連携による教育プログラムの開発・実施の推進等、次の様な施策を講じている。

① 派遣型高度人材育成協同プラン

大学院段階における企業等の実践的環境を活用した質

の高い長期インターンシップの開発・実施を支援するために平成一七年度より実施している。

② 先導的ＩＴスペシャリスト育成推進プログラム

世界最高水準のＩＴ人材として求められる専門的スキルを有するとともに、社会情勢の変化等に先見性をもって柔軟に対処し、企業等において先導的役割を担う人材の育成拠点形成を支援するために平成一八年度より実施している。

また、平成一九年度からは、新たに次の施策を講じ、産学連携教育の一層の推進を支援する。

③ ものづくり技術者育成支援事業

大学等を対象に、地域や産業界と連携した実験・実習と講義の有機的な組み合わせによる教育プログラムの開発・実施を通じ、ものづくり分野を革新させる高度な知識及び技術を併せ持ったものづくり技術者の育成を支援する施策を講じる。

④ サービス・イノベーション人材育成推進プログラム

経済活動における「サービス」を科学の対象としてとらえ、サービスにおいてイノベーションを創出し、生産性を高めていくことなどを目指し、経済学などの社会科学、工学等の自然科学等の融合等による新たな知識の体系化を通じた教育プログラムを構築し、それをもとに教育を実施することにより、ビジネス知識、ＩＴ知識、人間系知識等を兼ね備えた、サービスに関して高いレベルの知識と専門性をもった人材の育成を図る。

文部科学省としては、今後とも、産学連携による高度人材育成に取り組む各大学等の支援を通じ、これからの知識基盤社会を支える人材育成の推進に努めていくこととしている。

(七) 医療人の養成

高齢化による疾病構造の変化、患者のニーズの多様化、生命科学や医療技術の急速な進歩などを背景として、国民の期待にこたえる「良き医療人」の養成が一層重要となっている。文部科学省としても、医療人の養成を担う各大学

と協力しながら、様々な改革を進めている。

(1) 医学・歯学・歯学教育の改革

① 医学・歯学教育の改革

医師・歯科医師については、人間性豊かで高度な臨床能力を持ち、患者中心の医療を実践できる医療人の養成に大きな期待が寄せられている。現在、各大学においては、医学・歯学学生が卒業までに学んでおくべき態度、技能、知識に関する教育内容を精選して作成された「モデル・コア・カリキュラム」に基づくカリキュラム改革や診療参加型臨床実習の充実等、積極的な教育改革が進められている。

また文部科学省でも「医学・歯学教育指導者のためのワークショップ」の開催等各種の支援を行っているところである。

また、通常五・六年次に行われる臨床実習の開始前の段階で、病院や診療所など臨床の現場で実習を行えるだけの態度、技能、知識を学生が備えているかを適切に評価するための共用試験が、ほぼすべての医科大学（医学部）・歯科大学（歯学部）の参加の下、実施されている。

共用試験には、コンピュータを用いた知識・問題解決能力を評価する試験（Computer Based Testing：CBT）と

患者役のパランティアの協力を得て、診察技能や態度を評価する試験（Objective Structured Clinical Examination：OSCE）が用いられている。

さらに、平成一七年五月からは医学教育の更なる改善・充実を図るため「医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」を開催しており、同会議では、平成一八年一月には、地域医療を担う医師養成方策や「モデル・コア・カリキュラム」の改訂等について第一次報告を、同年一二月には、いわゆる医師不足県等における医学部の期間を付した定員増の在り方等について第二次報告を取りまとめている。

医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議
第一次報告のポイント

1 地域医療を担う医師の養成及び確保について

- 医学部定員の暫定的な調整の実施に向けて、関係者が連携して具体的な検討を進めることが必要。
大学の具体的な定員の在り方について、大学の地域定着策の実施等も含め、今後、具体的に検討。
- 入学者選抜における、地域枠の拡大、地域枠で入学した学生に対する地域医療に関する教育の充実、出身地にとられず将来地域医療に従事する意志を有する者を対象とした新たな入学枠（新たな地域枠）の設定、地域枠と奨学金制度の組み合わせなど、卒業後地元に着することに結びつけるための取組の推進。
- 地域医療を専門とする教育組織を設けるなど、大学の教育体制の整備。
- 大学病院の新医師臨床研修における、研修医に対する教育指導体制の整備や処遇の改善、大学病院と協力病院等との緊密な連携体制の構築、プライマリ・ケアのための研修を行うことのできる体制の整備。
- 大学や大学病院は、医師が生涯にわたって個々人の専門性を高められるよう、医師としてのキャリア形成に中核的な役割を果たすべき。
キャリア形成の場を提供し、都道府県や地域医療機関等と連携して地域における医療提供体制の確保に重要な役割を果たすことが必要。
- へき地医療等について学ぶ機会の提供、定年退職した医師や退・休職した女性医師の復帰に対する支援の充実。
- 大学病院における、医師不足が指摘されている分野等の指導体制の充実、救命救急体制の整備。
- 大学病院の遠隔医療システムの活用。

2 医学教育モデル・コア・カリキュラムの改訂について

- 地域保健・医療、腫瘍（がん）、医療安全に関する学習内容の充実。
- 大学院と大学病院との連携の充実等による、がん専門医等の養成の推進。

3 最終報告に向けた検討課題

- 臨床実習の在り方、新医師臨床研修の充実、専門医養成の在り方、教育者・研究者の養成、大学病院の組織体制の在り方等について、引き続き検討。

医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議
第二次報告のポイント

1 医学部の定員をめぐる動向

※ これまでの医学部の定員の取扱いの経緯、最近の医学部の定員の取扱いをめぐる動向等について記述。

2 医学部の今後の定員の在り方

- 地域における医師の偏在の現状やこの問題への対応の必要性を踏まえれば医師の不足が特に深刻と認められる一〇県の大学医学部及び自治医科大学において、期間を付した定員増を認めることが適当。(入学定員増の期間は平成二九年度まで、増員は入学定員当たり一〇名を限度)
- 国においては、平成二〇年度からの入学定員増に必要な申請等に対象大学が対応できるよう所要の措置を講じることが必要。
- 対象大学の定員増の申請等の審査に当たっては、教員組織や教育環境等の審査に加え、①地域枠の設定・拡大、推薦入学における工夫、地元高等学校との連携(アドバンスドブレイスメント)など、入学者選抜段階における取組の推進、②地域医療への関心と意欲を高めるためのカリキュラム開発、早期体験学習や臨床実習における地域医療と接する機会の提供など、学部教育における取組の推進、③学部教育の改善等に当たっての地域の医療機関との連携の推進など、学生(卒業生)を地域に定着させるための大学の取組を考慮することが必要。このような取組は、増員分の学生のみならず学生全体に対して広く取り組むことが重要。
- 定員の扱いについては、医師の需給というマクロ的な数量調整の観点だけでなく、優れた資質能力を有する医師の育成・確保をいかに図っていくべきかという視点から検討することが必要。このため、期間を付した定員増の実施を契機として、全ての大学において医師養成の取組の改善・充実が図られることが重要。
- 各大学における申請等や規模の検討に当たっては、単なる養成数の増大となることがないよう、教育内容の一層の改善・充実等、質を高める取組に十分留意することが重要。
- 県と大学との連携の充実、寄附講座の設置など県による大学への支援の充実、学生が地域医療と接する場の提供など県の協力の充実、県と連携した医師としてのキャリア形成への支援なども重要。
- 国においても、優れた資質能力を有する医師の養成・確保に取り組む大学に対する財政的支援も含めた支援施策の一層の充実を図ることが必要。
- 医学部の定員の扱いと併せて、地域に必要な医師の確保の調整を行うシステムの構築や、卒業後学生が実際に地元に着定することに結びつけるための学部教育等の工夫・改善等も重要。

②薬学教育の改善・充実

近年の医療技術の高度化や医薬品の安全使用、薬害の防止等についての社会的要請を踏まえ、医療薬学教育や実務実習の長期化等の充実を図るため、学校教育法を改正(平成一六年五月一四日)し、平成一八年四月から薬剤師養成のための薬学教育は六年制の学部・学科において実施している。他方で、薬学教育が医薬品の研究や開発等、多様な分野に進む人材を養成してきたことを踏まえ、四年制の学部・学科も存置している。

また、「地域医療等社会的ニーズに対応した質の高い医療人養成推進プログラム」による重点的な財政支援や、薬学教育指導者のためのワークショップの開催等を通じて、質の高い薬剤師養成を推進している。

(2) 看護師等医療技術者の養成

看護師等医療技術者の養成に関しては、資質の高い医療技術者、教育者、研究者の養成を目的とした大学・大学院の設置が増えている。文部科学省では、看護系大学の増加を踏まえ、平成一五年に「看護学教育の在り方に関する検討会」を発足させ、一六年に報告書「看護実践能力育成の充実に向けた大学卒業時の到達目標」を取りまとめた。現

在、本報告を受け、各大学における看護学教育の改善・充実を推進している。また、教育内容や臨床実習指導者の充実を図る観点から研修等を開催している。

(3) 地域医療への取組

へき地を含む地域における医師不足が社会的に大きな問題となり、地域間の医師の偏在を是正するため、文部科学省は、厚生労働省、総務省と連携して、平成一八年八月に「新医師確保総合対策」を取りまとめた。この中で、医師不足が特に深刻な一〇県及び自治医科大学における医師養成数を一定期間増やすことを容認することとした。また、前述した通り、平成一七年五月から「医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」を開催し、地域医療を担う医師養成の在り方等について検討を行い、第一次報告では、モデル・コア・カリキュラムの改訂による地域医療に関する教育の充実、入学者選抜における地域枠の拡大等について、第二次報告では、医学部の期間を付した定員増の在り方等について提言している。

文部科学省では、これらの提言を踏まえ、各大学における、大学の医師養成過程における地域医療に関する教育の充実、入学者選抜における地域枠の拡大、臨床研修におけ

る地域診療の推進、遠隔医療によるへき地医療支援、「地域医療等社会的ニーズに対応した質の高い医療人養成推進プログラム」による重点的な財政支援を通じた地域医療を担う人材の養成等の諸施策を進めていく。

(4) がん医療への取組

日本人の死亡原因第一位を占めるがんについて、全国各地でも最適ながん医療が受けられるようにするなど、がん対策の一層の充実を図るため、平成一八年六月に「がん対策基本法」が成立した。

文部科学省では、前述の「医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」の第一次報告に基づき、「モデル・コア・カリキュラム」の改訂による、腫瘍(がん)に関する教育の充実を図るなど、がん医療に携わる医師その他の医療従事者の養成を推進している。

また、平成一九年度からは、大学と大学病院が連携した、優れたがん専門家を養成するための横断的な教育プログラムを構築する「がんプロフェッショナル養成プラン」を実施する予定である。

り、その経営改善の推進と経営基盤の確立が急務となっている。

文部科学省としては、これらの課題に対応するため、各大学病院に対して、経営改善の一層の推進を促すとともに、教育・研究・診療機能の維持・充実の観点から財政措置を行い、経営基盤確立のための支援を行っている。

また、病院経営に携わる責任者等の経営意識の一層の醸成を図るため、平成一六年度から学長、理事、病院長等を対象にして関係団体との共催により「国立大学病院経営セミナー」等を開催している。

(5) 大学病院の充実

① 医師・歯科医師臨床研修の改善・充実

平成一六年度から新しい医師臨床研修制度が導入され、新しく医師になった者に対して、総合的な診療能力の修得を主目的とする二年間の臨床研修が必修化された。文部科学省としては、厚生労働省と連携しながら、臨床研修施設として重要な役割を担う大学病院にこの制度を定着させるとともに、研修医がアルバイトをせずに研修に専念できるように処遇や指導体制の充実を図るための支援を行っている。

歯科医師臨床研修については、平成一八年度から総合的な歯科診療能力を身につけることを主目的として、歯科医師免許取得後一年間の臨床研修が必修化された。文部科学省としては、厚生労働省と連携しながら、歯科研修の充実を図るための支援を行っている。

② 国立大学病院に対する経営改善支援

平成一六年度から国立大学は法人化され、附属病院についても自主・自律的な運営により効率的な経営が求められる。附属病院は国立大学の一部局であるが、投じられている予算、マンパワー、自己収入の大きさなどを踏まえれば、国立大学法人の経営に大きな影響力を持つことにな